2023年(令和5年)2月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること 及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2023年(令和5年)1月23日付けで諮問(第1181号)された市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

本市では、公立保育園において、園児の安全確保と犯罪の未然防止のため、 藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)より答申(20 06年(平成18年)7月13日付け第195号)を得て、平成18年度から、 順次、防犯カメラを設置している。

また、2009年(平成21年)1月に藤沢保育園駐車場で発生した車上荒らしを契機に、公立保育園敷地内で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、器物損壊及び放火の捜査に関して、司法警察員等から刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を依頼された場合は、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、審議会に諮問の手続を経なくとも包括的に目的外提供をすることができることに

ついて、2009 (平成21年) 年3月12日付け答申第382号により審議 会の答申を得ている。

この度、2023年(令和5年)1月10日、藤沢市鵠沼石上において、強盗致傷事件が発生し、その捜査を行う神奈川県藤沢警察署司法警察員から、捜査関係事項照会書により、藤沢保育園に設置している防犯カメラ計4台が記録した画像の提供を求められた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられておらず、本件は、ガイドラインによる目的外提供することができる事例に該当しないため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラ画像データを目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき審議会に諮問するものである。

- (2) 個人情報を目的外に提供することについて
 - ア 提供する画像データ及び提供方法
 - (ア) 藤沢保育園に設置している防犯カメラ4台に記録された、2023年 (令和5年)1月10日午後2時00分から同日午後7時00分までの画 像データ閲覧
 - (イ) (ア)の閲覧による確認を経て、実施機関が捜査のため必要と認めた部分の 画像データを記録媒体に保存して提供

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受ける ものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付する こととする。

イ 目的外の提供先

神奈川県藤沢警察署司法警察員警視

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員警視によって行われているものであり、受け取った情報については、 守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会に対する画像提供の具体的な必要性について、神奈川県藤沢 警察署において捜査を担当している刑事第一課強行犯係の警察官に聴き取 りを行ったところ、今回の照会の基になった事案は、2023年(令和5 年)1月10日に発生した強盗致傷事件であり、藤沢市鵠沼石上にて、複数人から殴打の上、現金を強奪される被害に遭った事案とのことである。その後、被疑者が逃走した足取りを周辺の防犯カメラから把握しており、それ以降の足取りが判明していないとのことである。また、事件発生前である同日午後2時頃に、被疑者が藤沢保育園前を通過したことが周辺の防犯カメラから把握しており、逃走時にも保育園前を逃走している可能性が高いとのことである。逃走経路である可能性が高く、被疑者の姿が記録されている可能性がある本市の防犯カメラの画像データを確認し、被疑者の足取りを追跡したいとのことである。

以上のことから、本市の防犯カメラに被疑者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報であり、また、当該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性、及び本事案の事実関係を明らかにするという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要性があると判断した。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。また、目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難であることから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断した。

- (4) 実施日(予定)
 - 2023年(令和5年)2月10日以降
- (5) 添付書類
 - ア 捜査関係事項照会書(写し)
 - イ 回答書(案)
 - ウ 防犯カメラ配置図
 - エ 藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準
 - オ 藤沢市立保育所の防犯カメラ画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン
 - 力 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」 (1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会に対する画像提供の具体的な必要性について、神奈川県藤沢警察署において捜査を担当している刑事第一課強行犯係の警察官に聴き取りを行ったところ、今回の照会の基になった事案は、2023年(令和5年)1月10日に発生した強盗致傷事件であり、藤沢市鵠沼石上にて、複数人から殴打の上、現金を強奪される被害に遭った事案とのことである。その後、被疑者が逃走した足取りを周辺の防犯カメラから把握しており、それ以降の足取りが判明していないとのことである。また、事件発生前である同日午後2時頃に、被疑者が藤沢保育園前を通過したことが周辺の防犯カメラから把握しており、逃走時にも保育園前を逃走している可能性が高いとのことである。逃走経路である可能性が高く、被疑者の姿が記録されている可能性がある本市の防犯カメラの画像データを確認し、被疑者の足取りを追跡したいとのことである。

また、実施機関も説明するとおり、本市の防犯カメラに被疑者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、実施機関が捜査機関に確認したとおり、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすこととなる。また、目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入ることから、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上